概要版

郡山市 こども・若者計画

2025→2029

すべてのこども・若者のウェルビーイングを
実現するまち　こおりやま

2025(令和7)年3月 郡山市

1 策定の趣旨

本市では、市内に暮らす、すべてのこどものすこやかな成長と子育て中の保護者等を支援できるよう、『子ども・子育て支援法』に基づき、2015（平成 27）年３月に『郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン』、2020（令和２）年３月に『第２期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン』を策定し、各種取組を進めてきました。

この度、『第２期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン』が 2024（令和６）年度で最終年度を迎えることから、2025（令和７）年度からの５年間を計画期間とする『郡山市こども・若者計画』を策定し、こども施策を総合的に推進するため、こどもや若者、子育て当事者に関する課題の解決に向け、すべてのこども･若者が生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持つことができるよう、本市の実情に即したこども施策を推進することにより、こどもや若者の権利を保障し、すこやかな育ちを社会全体で支え合う環境をつくることを目指します。

計画期間

計 画	年 度							
	2022（令和４）	2023（令和５）	2024（令和６）	2025（令和７）	2026（令和８）	2027（令和９）	2028（令和 10）	2029（令和 11）
郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン	2015（平成 27）年度～2024（令和６）年度							
郡山市こども・若者計画				2025（令和７）～2029（令和 11）年度				

計画の策定にあたって

市民の皆様のご意見を参考とするため、市内在住のこども・若者、保護者を対象とした各種アンケートやオンライン意見箱による意見公募を実施したほか、子育て中の保護者や民間団体の支援者が参加する各種ワークショップを開催しました。

2 こども・子育てをとりまく現状

本市の人口推移をみると、2017（平成 29）年以降は減少傾向となっており、年齢３区分別人口構成の推移をみると、年少人口（０～14 歳）は減少しているのに対し、老年人口（65 歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

また、本市の合計特殊出生率（※）は、2017（平成 29）年から減少傾向となっており、2023（令和５）年では 1.21 となっています。その要因として、未婚化や晩婚化、仕事と子育ての両立に対する負担感や、子育てに関する不安感・経済的負担などが指摘されています。

さらに、核家族世帯の増加が進んでいる中で、地域におけるコミュニティの希薄化により、子育てに不安を抱える保護者の増加や保育ニーズの増大など、こどもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

※合計特殊出生率…15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。１人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとした場合の平均のこどもの数。

■年齢３区分別人口の推移

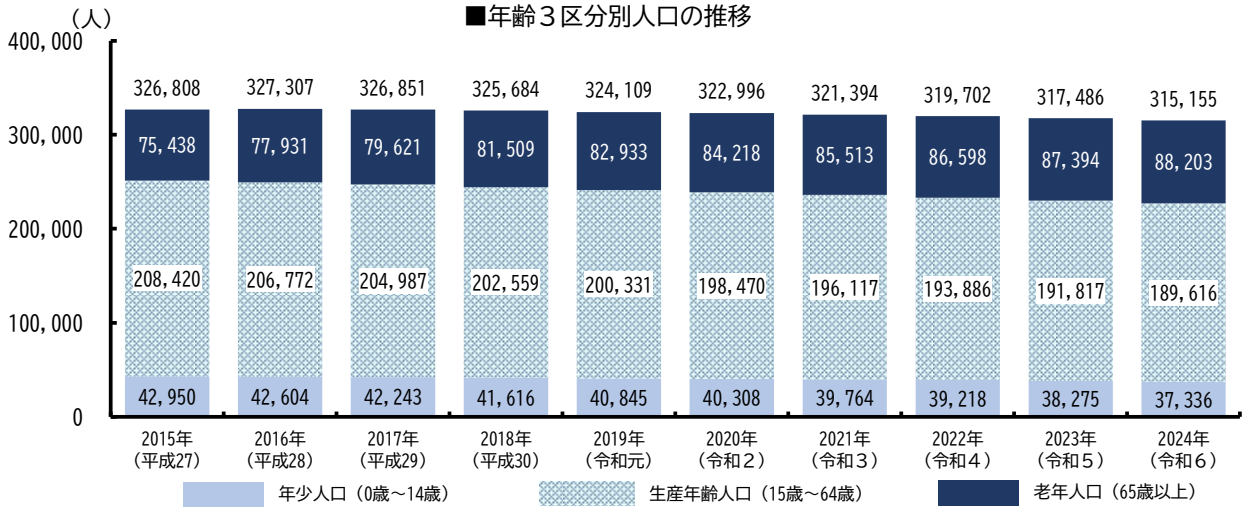

資料：住民基本台帳（各年１月１日現在）

■合計特殊出生率の推移

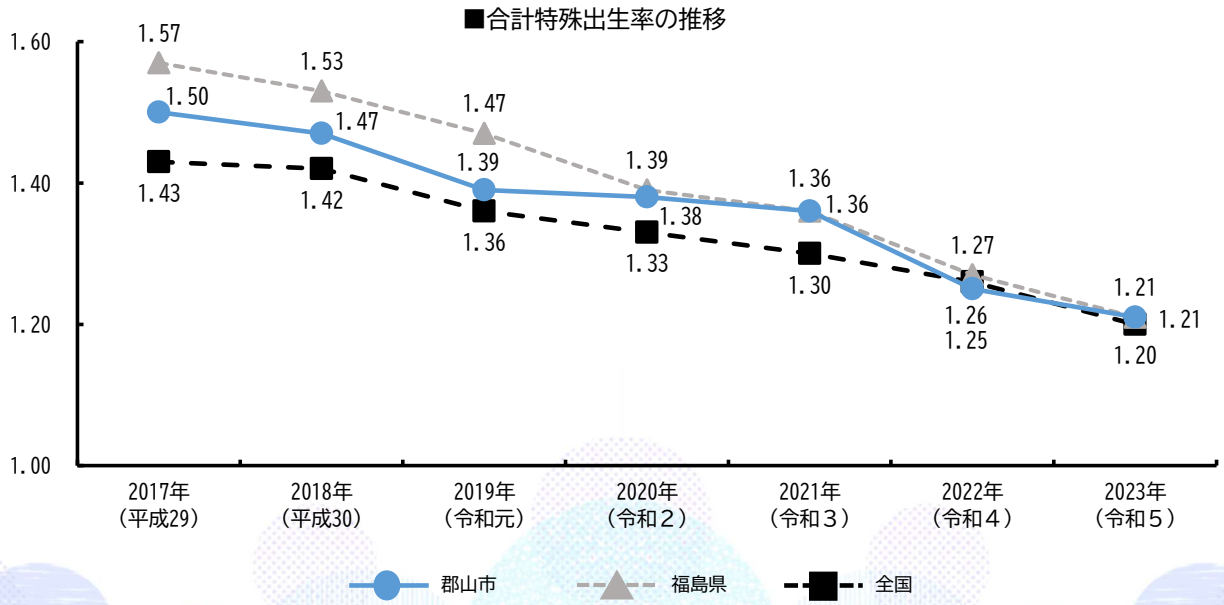

資料：厚生労働省　人口動態統計

郡山市の主な子育て施策

本市では、子育て支援を一層推進するため、市民の皆様と事業者、行政が一体となり、地域ぐるみで“こどもが安心して産まれ、育つ”まちづくりを目指し、2022（令和４）年７月25 日、「ベビーファースト運動」への参画宣言をしました。

「郡山市は全力で子育て応援中！」を活動宣言として、次の３つのアクションプランを掲げています。

【３つのアクションプラン】

Ⅰ　こどもが安心して産まれ、育つまち郡山を実現します
- 助産師などによる妊娠・出産・子育てサポート（ニコニコサポート）
- 健康相談や授乳、沐浴などの産後ケア　など

Ⅱ　こどもの成育段階に応じた子育てを支援します
- 子育て支援の拠点施設（ニコニコこども館）
- ボランティアが子育てを応援（ファミリーサポートセンター事業）　など

Ⅲ　若い世代の希望実現を応援します
- 未来をつむぐ婚活支援事業
- 結婚新生活スタートアップ支援事業　など

また、2024（令和６）年４月には子育て世代包括支援センター（母子保健）と、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）のふたつに分かれていた支援体制を統合し、すべてのこどもとその家庭、そして妊産婦に対して切れ目のない支援を提供するため、新しい公的機関として、「こども家庭センター」を設置しました。これにより、母子保健と児童福祉の両面から、より包括的で継続的な支援が可能になりました。例えば、妊娠期の健康相談から始まり、出産後の育児相談、さらには学齢期のこどもの福祉に関する相談まで、一貫したサポートを受けられます。

これまでの相談先

●子育て世代包括支援センター
妊産婦や乳幼児の保護者を支援
（母子保健の役割）

or

●子ども家庭総合支援拠点
虐待や貧困など、問題を抱えた
子ども及び保護者を支援
（児童福祉の役割）

↓ **相談窓口を一体化**

こども家庭センター

すべての妊産婦と子ども・保護者について、一貫してサポート

妊娠・出産・育児不安解消等への支援

- 子育て世帯訪問支援事業（家事・育児支援）
- こども家庭センター事業
- 産後ケア事業
- 産前・産後ヘルパー派遣事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- LINE 子ども・子育て相談事業

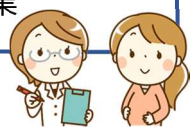

子育てに関する経済的な支援

- 妊婦のための支援給付
- 低所得妊婦への初回産科受診支援
- こども医療費助成事業
- 児童手当事業
- 保育料無料化・軽減等事業

地域ぐるみの子育てサポートの充実

- 【市民等】ベビーファースト活動支援
- 【事業者】ベビーファースト環境整備支援
- 【事業者】病児病後児保育事業
- 【団体等】子どもの居場所づくり支援事業

ひとり親世帯へのさらなる支援

- ひとり親世帯家賃・家賃債務保証料減額事業
- こどもの生活・学習支援事業
- 児童扶養手当事業
- ひとり親家庭医療費助成事業

放課後児童クラブ

- 郡山市放課後児童クラブの指定管理運営（体験活動充実、支援員加配等）
- 民間放課後児童クラブ補助事業

誰一人取り残されないすこやかな成長の支援

- ヤングケアラーへの支援
- 医療的ケア児保育支援事業
- 障がい児保育補助事業

保育所　量の確保から質の向上へ

- 保育士・保育所支援センター事業
- 保育の質向上研修委託事業
- 要支援児童等対応推進事業

多胎児、多子世帯への支援

- 多胎妊産婦等サポーター等事業
- 多子世帯保育料軽減事業

3 こども施策における課題と今後の取組

（1）幼児教育・保育

課　題

本市では、保育所等待機児童の解消を図るため、民間認可保育施設や認定こども園等の整備を積極的に進め、受入枠の拡大を図ってきました。これにより、４月１日時点における国基準待機児童数（※）については、2021（令和３）年度から 2024（令和６）年度まで４年連続でゼロとなっていますが、保育需要の高まりなどによる年度途中での保育所等待機児童の解消が課題となっています。

※国基準待機児童数…保育所等に入れなかったこどものうち、国で定める基準（他の施設に空きがあるが特定の施設のみを希望している等）に該当する児童を除いた児童数。

今後の取組

少子化の動向を踏まえると、長期的には幼児教育・保育需要の減少が想定されることから、本市では引き続き、幼稚園等から認定こども園への移行や認可外保育施設から認可保育施設への移行など、既存施設を最大限に活用した受け皿の整備に取り組みます。

また、幼児教育・保育の現場では、障がいのあるこどもや医療的ケアが必要なこどもの受入体制の整備が急務となっています。今後も、多様化する支援ニーズに対応できるよう、関係機関との連携強化とともに、幼児教育・保育の担い手である保育士、保育教諭等の人材育成・確保、その処遇改善や現場の負担軽減などに取り組みます。

■国基準待機児童　月別待機児童数の推移

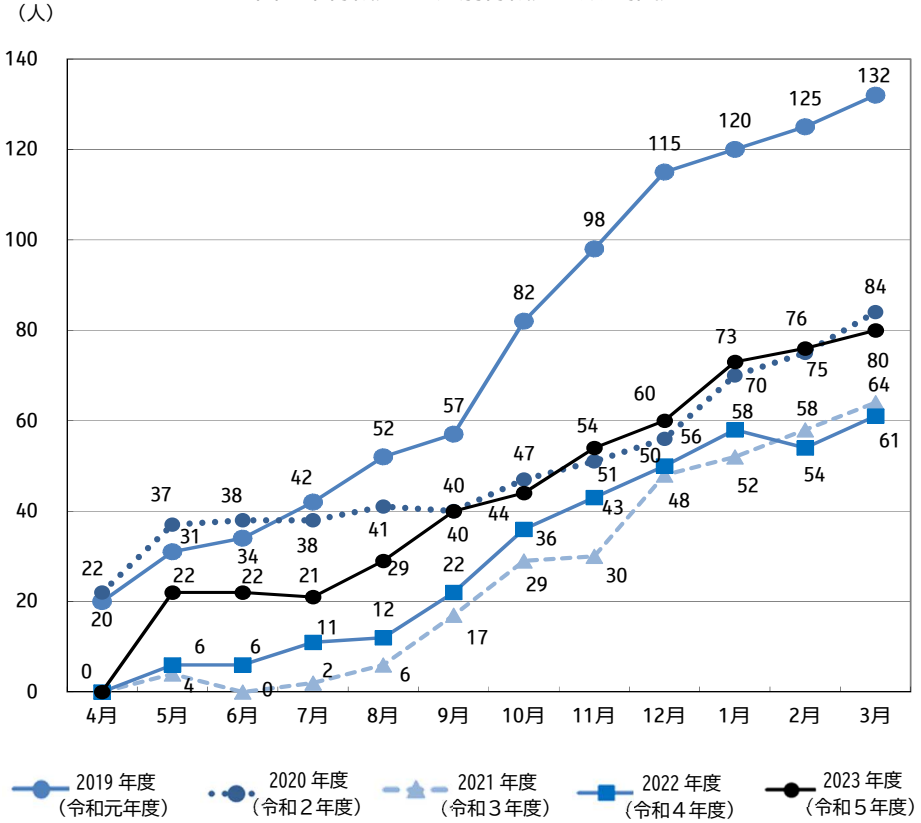

資料：郡山市

（２）放課後の児童の居場所

課　題

本市では、放課後児童クラブの待機児童が低学年に生じないよう、公立放課後児童クラブの施設整備を進め、さらに、民間放課後児童クラブと連携した受入枠の確保に取り組み、待機児童数は減少傾向にあります。これにより、低学年に待機児童は生じていませんが、依然として解消には至っていないことが課題となっています。児童クラブのニーズ増に対応するとともに、児童数減少による将来的な需要減少を見据えて、待機児童解消に取り組む必要があります。

また、待機児童の多くが４年生であることを踏まえ、高学年の児童を対象とした多様な放課後の居場所の確保・充実は今後の重要な課題となっています。

今後の取組

就労する保護者の増加による児童クラブのニーズ増に対応するため、引き続き、必要な施設整備と併せて民間放課後児童クラブと連携した受入枠の確保に取り組むとともに、事業規模の拡大に対応した質的拡充を図り、こどもの視点に立った児童クラブ運営に努めます。

また、学校や公共施設、地域で活動する団体等との意見交換や相互の連携・協力等に取り組み、地域でこどもたちが安心して過ごせる多様な居場所づくりに取り組みます。

■放課後児童クラブ定員数と待機児童数

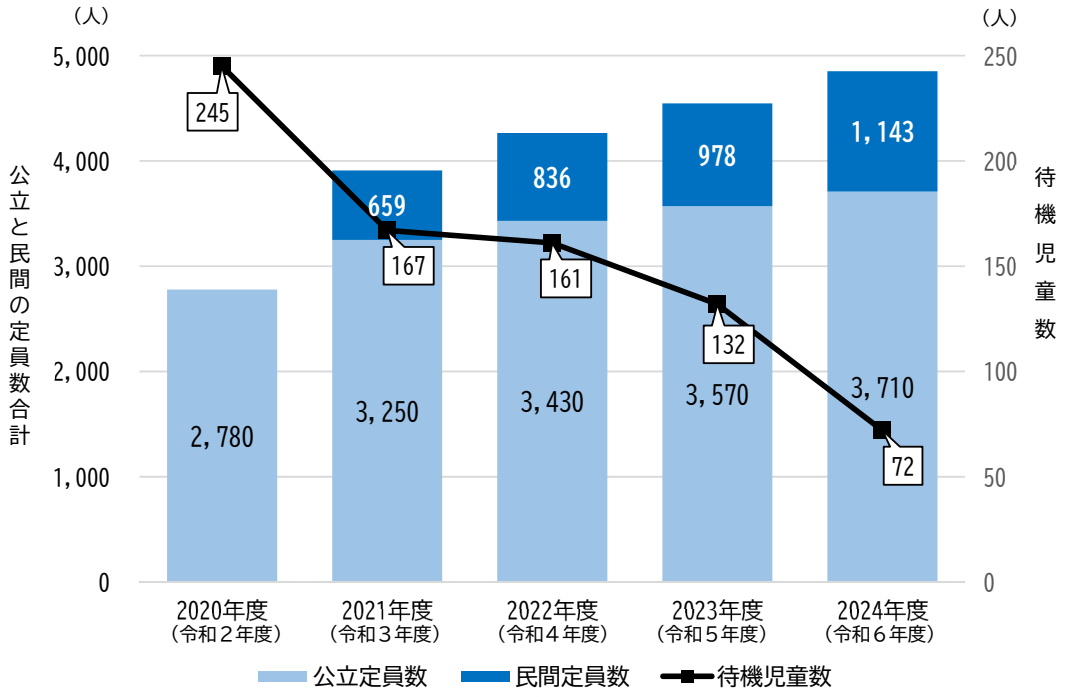

資料：郡山市

（３）切れ目のない支援

課　題

本市が実施したアンケート調査（ニーズ調査、2024（令和６）年）では、就学前児童の保護者のうち、緊急時等にこどもを見てもらえる親族・知人がいる割合が前回調査と比較して減少し、「誰もいない」と回答した割合が増加しています。また、就学前児童の保護者の17.6%、小学生保護者の24.4%が「相談する場所がない」と回答しています。

子育てに対して不安を抱えることなく、こどもをすこやかに育てることができる環境を整備するためには、切れ目のない相談や支援を行い、スムーズに福祉サービスや専門相談機関につなげ、保護者の育児不安や負担の軽減を図り、安心してこどもを産み育てることができる取組が必要です。

更に、妊娠・出産期から子育て期までだけではなく、その先の学童期・思春期・青年期等も含め、こども・若者の状況に応じた切れ目のない支援の充実が必要となります。

今後の取組

こうした状況を踏まえ、保護者が不安を抱えることなくこどもをすこやかに育てることができる環境整備として、ニコニコこども館をはじめ、東部・南部・北部・西部の各地域子育て支援センターなどにおいて、医療や保健に関する支援、育児不安を相談できる機会の確保、妊娠の段階に応じた相談・支援体制の充実などを進めていくともに、国や県の動向を踏まえ、子育て当事者のニーズに応じた効果的な経済的支援にも取り組みます。

また、こども・若者に対しても、義務教育の修了年齢や成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で、医療、福祉等の必要な支援が途切れることのないよう必要な支援に取り組みます。

■ニーズ調査（未就学児・小学生）　子育てをする上で気軽に相談できる場所

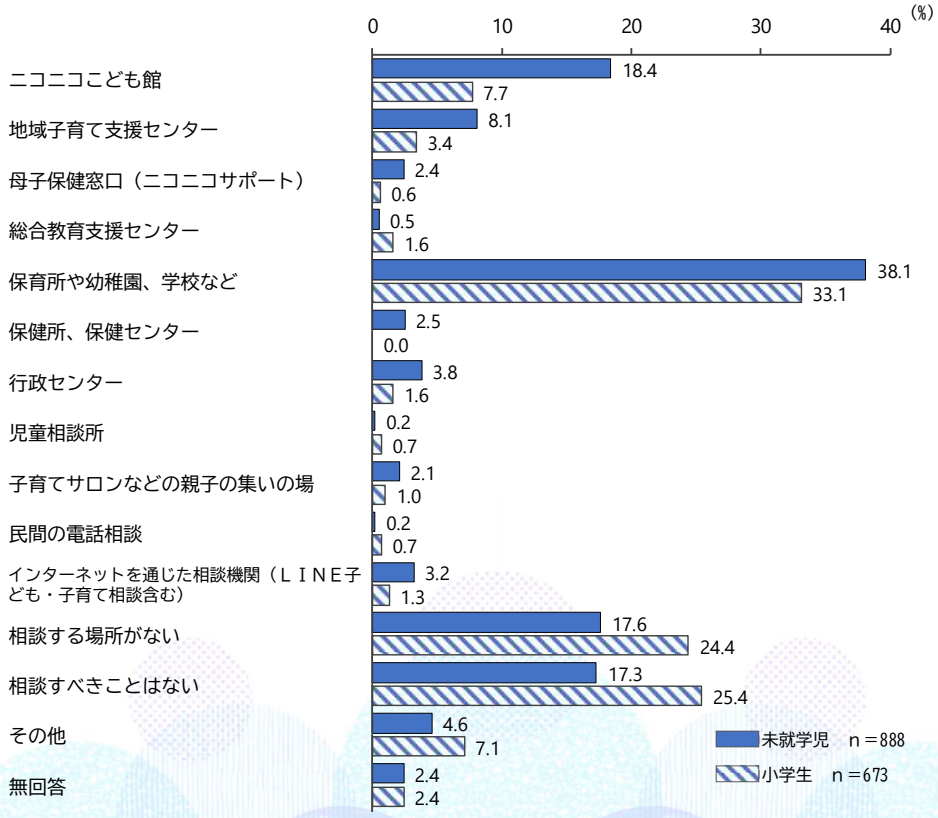

（４）生きづらさ等の問題を抱えるこども

課　題

全国的に不登校の児童生徒数は増加傾向にありますが、本市においても同様の傾向が見られ、公立学校における不登校者数は小学校・中学校とも増加傾向にあります。

本市におけるアンケート調査（こども・若者調査、2024（令和６）年）では、「自分には話せる人がいないと感じることがある」、「自分はまわりから、取りのこされていると感じることがある」、「自分はひとりぼっちだと感じることがある」について、10～14 歳でそれぞれ２割程度が『ある』（「時々ある」＋「いつもある」）と回答しています。

今後の取組

本市では、いじめや不登校等の課題や児童生徒の悩み等の解決のため、各学校にスクールカウンセラーを配置するなど、個の状況に応じた必要な支援を図り、児童生徒が安心して相談できる環境づくりや自己実現に向けた取組を推進します。また、いじめはこどもの心身に深刻な影響を与えるなど、許されない行為であるという認識のもと、未然防止に努め、早期発見と連携対応を図ります。

今後も、こどもが安心して過ごせる多様な居場所づくりを進めるとともに、相談支援体制等の充実のため、庁内の関係部署間での連携に加え、関係機関・団体等とも連携し情報共有しながら総合的な支援に取り組みます。

■こども・若者アンケート（10～14 歳）　孤独感の有無

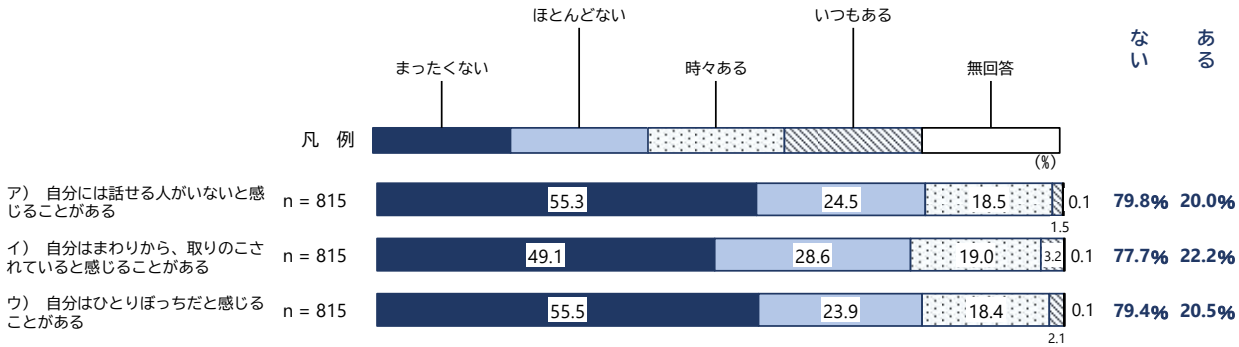

（５）生活に困難を抱える家庭への支援についての課題

課　題

本市が実施したアンケート調査（こどもの生活実態調査、2022（令和４）年）でも、特に母子世帯が経済的困窮に陥りやすい状況であることが分かります。また、別のアンケート調査（ひとり親世帯等意向調査、2023（令和５）年）では、ひとり親世帯への支援で充実を望むものとして「こどもの就学にかかる費用が軽減されること」との回答が 54.2%と最も多く、次いで医療費、住居費に対する支援となっており、経済的な支援の希望が多い状況です。

今後の取組

ひとり親世帯の保護者の就業に必要な技能等の習得支援を実施することに加え、就労と子育てを両立できるよう、保育所や放課後児童クラブなどの受入枠の確保を進めるとともに、一定の要件に該当するひとり親世帯に対する保育料等の一部軽減・免除に取り組みます。また、生活に困難を抱える家庭に対し、就学援助や母子父子寡婦福祉資金貸付金、医療費助成などについての情報を積極的に提供し、安定的な生活を送れるよう支援します。

今後も、生まれ育った家庭環境や経済状況に関わらず、すべてのこどもがすこやかに育つことができるよう、支援を必要とする家庭に適切なサービスを届けるとともに、地域住民も含め支援機関等と連携しながら包括的な支援に取り組みます。

■こどもの生活実態調査　所得中央値（※）の比較
※世帯所得を世帯員数の平方根で除したもの

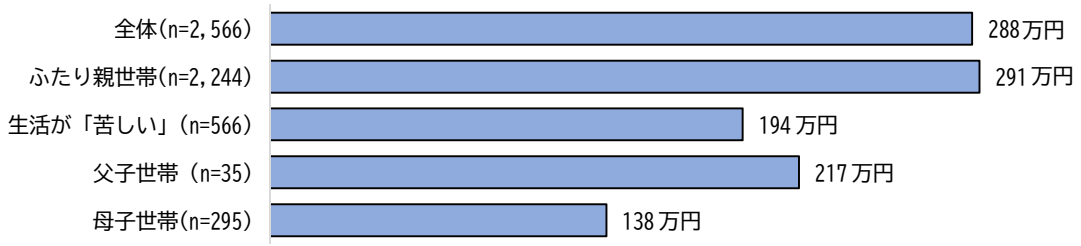

（６）若者への支援

課　題

本市におけるアンケート調査（こども・若者調査、2024（令和６）年）では、「自分には人とのつきあいがないと感じる」、「自分は取り残されていると感じる」、「自分はほかの人たちから孤立していると感じる」について、それぞれ４割～５割程度が『ある』（「時々ある」＋「常にある」）と回答しています。

今後の取組

自立への移行期にある若者が抱える困難には、心身の健康、人間関係、家族関係、就職・進路等、多岐にわたり、複合的なものも少なくありません。

本市では、若者の自立への課題に寄り添い、それぞれの若者の状況に応じて必要な支援を届けられるよう、官民の様々な分野の関係機関・団体が連携したサポート体制の構築に取り組み、すべての若者が、生きる権利や学びの機会が保障され、多様な人生の希望の形成と実現などを後押しできるよう支援に取り組みます。

■こども・若者調査（15～39 歳）　孤独感の有無

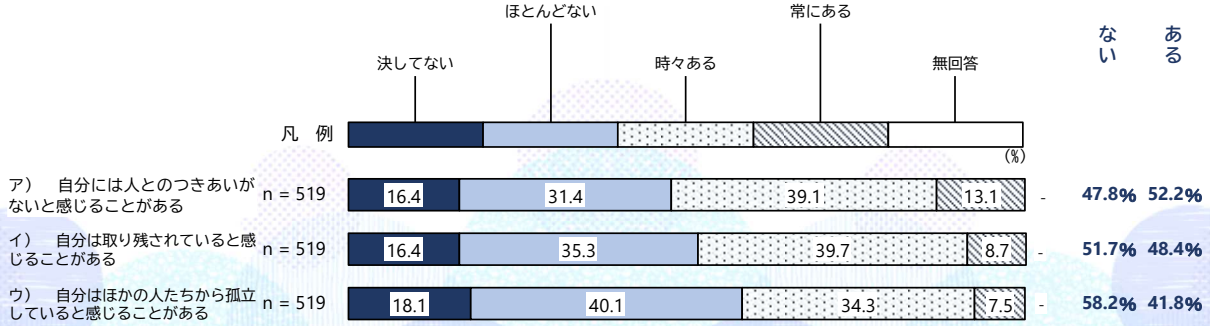

4 計画の基本理念と基本的方針

『郡山市こども・若者計画』は、近年のこどもを取り巻く環境の変化や国の動向等を踏まえ、妊娠・出産期から子育て期までのみではなく、その先の学童期・思春期・青年期等も含め、こども・若者の状況に応じた切れ目のない支援の充実を図ることを目指し、こども施策を総合的に推進するための指針を定めています。

本計画は、「こども基本法」に基づく「こども大綱」を勘案し、こども・若者の最善の利益を第一に考え、その権利を尊重し、誰一人取り残されず、すべてのこども・若者のウェルビーイングを社会全体で実現することを目指し、次のように基本理念を定めます。

すべてのこども・若者のウェルビーイングを
実現するまち　こおりやま

この計画を基盤とし、今後、本市におけるこどもや若者、子育て当事者等に関する課題の解決に向け、市や保護者、市民の皆様のほか、学校関係者や事業者など地域全体で連携し、各施策の実施に着実に取り組みます。

基本的方針

1　こども・若者の権利保障と最善の利益

こども・若者の権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図ります。

2　こども・若者の意見表明と社会参画

こども・若者の意見表明・社会参画の機会を創出し、様々な“声”を汲み取るための十分な配慮を行います。

3　こどもが安心して産まれ、すこやかに育つことができる社会の実現

すべてのこどもが安心して産まれ、育つことができるよう、妊娠前から、妊娠、出産、育児までの切れ目ない支援を社会全体で実現します。

4　こども・若者の自立を支える社会の実現

すべてのこども・若者が、年齢で途切れることなく、自分らしく自立できるまでの切れ目ない支援を社会全体で実現します。

5　こども・若者の貧困と格差の解消

すべてのこども・若者が、生まれ育った環境に関わらず幸せな状態で成長できるよう、貧困と格差の解消を図ります。

6　若い世代の多様な人生の希望形成と実現の支援

若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、若い世代の視点に立って多様な人生の希望の形成と実現を支援します。

7　関係機関や民間団体との協働

こども・若者、子育て当事者が抱える複合化する課題に対し、関係機関や民間団体との協働により解決に取り組みます。

5 計画の施策体系

基本理念を実現するためのこども施策に関する重要事項について、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、こども・若者のライフステージ別に提示します。Ⅰライフステージを通した重要事項、Ⅱライフステージ別の重要事項、Ⅲ子育て当事者への支援に関する重要事項の３つに大別し、それぞれの重要事項について、基本目標とそれを実現するための施策の展開を示した体系図です。

	基本目標	施策の展開
Ⅰ ライフステージを通した重要事項	1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	「こどもの権利」の普及・啓発と意見形成と聴取の機会創出
	2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	（1）遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着 （2）こどもまんなかまちづくり （3）こども・若者が活躍できる機会づくり （4）こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消
	3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	（1）プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する相談支援等 （2）慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援
	4 こどもの貧困対策	（1）教育の支援 （2）生活の支援 （3）保護者の就労の支援 【再掲】Ⅲ-4 ひとり親家庭への支援 （4）経済的支援 【再掲】Ⅲ-1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 【再掲】Ⅲ-4 ひとり親家庭への支援
	5 障がい児支援 ・医療的ケア児等への支援	障がい児支援・医療的ケア児等への支援
	6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	（1）児童虐待防止対策等の更なる強化 （2）社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援 （3）ヤングケアラーへの支援
	7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	（1）こども・若者の自殺対策 （2）こども・若者への性犯罪・性暴力対策 （3）犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備 （4）非行防止

	基本目標	施策の展開
Ⅱ ライフステージ別の重要事項	1〈こどもの誕生前から幼児期まで〉 切れ目ない「子育て」支援と質の高い「子育ち」環境の整備	（1）妊産婦やこどもの切れ目ない健康の確保 （2）こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
	2〈学童期 ・思春期〉 こどもの健全育成と多様な居場所の提供	（1）こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育環境の充実 （2）安心して過ごせる多様な居場所の提供 （3）小児医療体制の充実及び心身の健康に関する正しい知識の普及と相談支援 （4）成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 （5）いじめ防止 （6）不登校のこどもへの支援 （7）体罰や不適切な指導の防止
	3〈青年期〉 すべての若者が社会の一員として尊重され自己実現できる地域づくり	（1）すべての若者の生きる権利の保障 （2）希望と必要に応じた学びの機会の保障 （3）働きがいのある就労と多様なキャリア形成の実現 （4）若者の意見表明と社会参画の推進 （5）若者の社会的包摂を実現するための体制づくり （6）結婚を希望する方への支援、結婚等に伴う新生活への支援
Ⅲ 子育て当事者への支援に関する重要事項	1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	経済的支援 【再掲】Ⅰ-4-（4）こどもの貧困対策 経済的支援
	2 地域子育て支援、家庭教育支援	保護者の孤立を防ぐための地域子育て支援、家庭教育支援
	3 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
	4 ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭への支援 【再掲】Ⅰ-4-(3)こどもの貧困対策 保護者の就労の支援 【再掲】Ⅰ-4-(4)こどもの貧困対策 経済的支援

Ⅰ　ライフステージを通した重要事項

1　こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

こども・若者が権利の主体であることの理解促進とともに、
こども・若者の意見形成や表明、聴取の機会づくりに取り組みます。

2　多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

異なる文化や多様な価値観に触れられる環境づくりや、様々な可能性を広げられるよう、教育・学習機会の創出に取り組み、こども・若者の夢や希望の発見・実現を後押しします。

3　こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

すべてのこどもがすこやかに育つ社会の実現を目指し、
性や妊娠に関する正しい知識の取得と、健康管理を促すとともに、
慢性疾病や難病を抱えるこども・若者に対する支援等を行います。

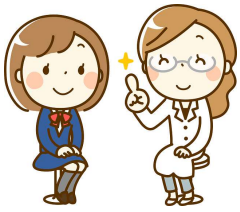

4　こどもの貧困対策

こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の連鎖を断ち切るための取組を推進します。

5　障がい児支援・医療的ケア児等への支援

障がいのあるこどもや医療的ケア児等の
地域社会への参加・包容(インクルージョン)を
推進し、一般の子育て支援との連続の中で、
その発達や将来の自立、社会参加を支援します。

6　児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

虐待は決して容認されないという認識のもと、良好な成育環境の確保にむけて、児童虐待防止や社会的擁護、ヤングケアラーの支援に関する取組を推進します。

7　こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

すべてのこどもがすこやかに育つことができるよう、
こども・若者の自殺対策、犯罪・暴力の被害防止、
交通安全対策、防災対策、非行防止対策等に取り組みます。

Ⅱ　ライフステージ別の重要事項

1〈こどもの誕生前から幼児期まで〉

切れ目ない「子育て」支援と質の高い「子育ち」環境の整備

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない健康づくり支援を行うとともに、子育て家庭を地域で支え、こどもを安心して産み育てられる環境づくりを推進します。

2〈学童期・思春期〉

こどもの健全育成と多様な居場所の提供

学童期・思春期のこどもが、安全・安心が確保された場で、様々な経験をしながら、社会性や自己肯定感を高めることができる環境づくりを推進します。

3〈青年期〉

すべての若者が社会の一員として尊重され自己実現できる地域づくり

若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で支えられるよう、関係機関・団体が連携のうえ、教育、福祉を切れ目なく提供することを目指します。

郡山市の取り組みの一例

すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるよう、本市の実情に即したこども施策を推進します。

CHECK

郡山市 子育てサイト

【子ども食堂ネットワーク】

地域の方々などが、こどもに無料または低額で食事を提供する取り組みです。食事の提供だけにとどまらず、こどもの居場所のひとつとして、誰もが安心して楽しく過ごせる地域交流の場になっています。

【郡山市ニコサポアプリ】

電子母子手帳機能を中心とした、妊娠中・子育て中のママとそのご家族向けの新しい子育て支援サービスです。郡山市からの最新のお知らせもチェックできます。

Ⅲ　子育て当事者への支援に関する重要事項

1　子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育て当事者に対し、養育や生活に関する経済的負担の軽減のため、国や県の動向を踏まえながら、子育て当事者のニーズに応じた効果的な支援に取り組みます。

2　地域子育て支援、家庭教育支援

子育て家庭が、不安を抱え、地域で孤立することがないよう、健康でゆとりある子育てのサポートや地域のニーズに応じた様々な子育て支援、気軽に相談できる体制づくりを推進します。

3　共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

夫婦が相互に協力しながら子育てし、地域全体で支援することができる社会をつくるため、共働き・共育てを推進します。

事業者とも連携した取組を実施し、男性の家事・子育てへの主体的な参画を社会全体で後押しします。

4　ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の保護者に対し、就業に必要な知識・技能の習得のための支援を行います。

また、生活に困難を抱える家庭が安定した生活を送れるよう、就学援助などの公的な各種支援や、養育費の確保に向けた支援に取り組みます。

本計画の推進にあたって

今後も、本市の取組について積極的に情報発信し、身近なこどもや若者、子育て当事者の方へ関心を向けてもらうことで、行政だけでなく、地域全体でこどもを育み、若者に寄り添い、子育てを支えるために、関係機関や地域住民の方との連携に努めます。

郡山市こども・若者計画　概要版
令和７年３月

郡山市こども部こども総務企画課
〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23 番７号
TEL：024-924-3801　　FAX：024-924-3802